

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第4区分

【発行日】平成18年1月5日(2006.1.5)

【公表番号】特表2005-526907(P2005-526907A)

【公表日】平成17年9月8日(2005.9.8)

【年通号数】公開・登録公報2005-035

【出願番号】特願2003-582332(P2003-582332)

【国際特許分類】

C 23 C 30/00 (2006.01)

F 01 D 5/28 (2006.01)

F 02 C 7/00 (2006.01)

【F I】

C 23 C 30/00 E

F 01 D 5/28

F 02 C 7/00 C

【手続補正書】

【提出日】平成17年6月27日(2005.6.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

構成部材の被覆してはならない面上に遮蔽層を有し、部分的な被覆層を備えた構成部材において、

前記遮蔽層(25)が、構成部材(1)上に施そうとする層(19)の材料(22)と反応し、該材料(22)と遮蔽層(25)の材料との反応に伴い容易に除去可能となり、かつ前記遮蔽層(25)が構成部材(1)上に施そうとする層(19)の材料と水溶性の層を形成することを特徴とする遮蔽層を有する構成部材。

【請求項2】

構成部材の被覆してはならない面上に遮蔽層を有し、部分的な被覆層を備えた構成部材において、

前記遮蔽層(25)が、構成部材(1)上に施そうとする層(19)の材料(22)と反応し、該材料(22)と前記遮蔽層(25)との反応に伴い容易に除去可能とされ、かつ前記遮蔽層(25)が構成部材(1)上に施した層(19)の材料と共にセラミックス層(43)又はセラミックス層になる前駆物質を形成することを特徴とする遮蔽層を有する構成部材。

【請求項3】

構成部材の被覆してはならない面上に遮蔽層を有し、部分的な被覆層を備えた構成部材において、

前記遮蔽層(25)が、構成部材(1)上に施した層(19)の材料(22)と反応し、この材料(22)と遮蔽層(25)の材料との反応により容易に除去され、

前記構成部材(1)の基材(40)上に、遮蔽層(25)の一部として、構成部材(1)の基材への良好な接着を可能にする第1の機能層(28)が施され、

前記第1の機能層(28)上にグラジエント層(31)が設けられ、前記第1の機能層(28)は遮蔽層(25)に、緊密かつ亀裂のない被覆を可能とし、そして

グラジエント層(31)上に、反応性層(34)が設けられた

ことを特徴とする請求項 1 記載の構成部材。

【請求項 4】

遮蔽層(25)が、構成部材(1)上に施そうとする層(19)の材料(22)とセラミック層又はセラミック層になる前駆物質(43)を形成することを特徴とする請求項1又は3記載の構成部材。

【請求項 5】

遮蔽層(25)が、構成部材(1)上に施そうとする層(19)の材料(22)と水溶性の層を形成することを特徴とする請求項1又は2記載の構成部材。

【請求項 6】

構成部材(1)の基材(40)上に、遮蔽層(25)の一部として、構成部材(1)の基材への良好な接着を可能にする第1の機能層(28)が施されたことを特徴とする請求項1又は2記載の構成部材。

【請求項 7】

前記第1の機能層(28)がカルボシランから成ることを特徴とする請求項3又は6記載の構成部材。

【請求項 8】

遮蔽層(25)の、緊密で、亀裂することのない被覆を可能にする第1の機能層(28)上に、グラジエント層(31)が施されたことを特徴とする請求項6記載の構成部材。

【請求項 9】

前記グラジエント層(31)が、ポリシロキサン、金属及び/又は金属セラミックから成る混合物であることを特徴とする請求項3又は8記載の構成部材。

【請求項 10】

遮蔽層(25)中の、又は構成部材(1)の、遮蔽層(25)と基板(40)との異なる熱膨張率に伴う熱機械的応力を回避すべく、グラジエント層(31)に充填剤が添加された請求項3、8又は9記載の構成部材。

【請求項 11】

遮蔽層(25)が少なくとも一部に炭素を含むことを特徴とする請求項1から3の1つに記載の構成部材。

【請求項 12】

遮蔽層(25)がグラジエント層であることを特徴とする請求項1から3の1つに記載の構成部材。